

沼田市地域コミュニティの在り方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 地域の暮らしを守るため、そこで暮らす人々が中心となり、地域課題の解決に取り組、もって誰もが安心して幸せに暮らし続けられる持続可能な地域コミュニティの在り方を検討するため、沼田市地域コミュニティの在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、その結果をまとめ、市長に報告する。

- (1) 地域コミュニティの現状と課題に関すること。
- (2) 地域コミュニティと行政の役割分担に関すること。
- (3) 地域コミュニティが推進していくべき方向性及び方策に関すること。
- (4) その他地域コミュニティの在り方に関して必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市内を拠点とする市民活動団体、ボランティア団体、NPO法人の役員又は職員
- (2) 沼田市社会福祉協議会の役員又は職員
- (3) 社会貢献活動に取り組む市内に事務所又は事業所を有する法人の役員又は社員
- (4) 沼田市地域づくりモデル事業交付金交付要綱による「地域づくりモデル地区」の住民
- (5) 市の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

3 市長は、必要に応じ委員会に、専門的な立場から助言を求めため、アドバイザーを置くことができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表して会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(研究会)

第6条 特定の事項について調査研究させるため、委員会に研究会を置くことができる。

- 2 研究会は、委員会委員の中から委員長が指名した者をもって組織する。
- 3 研究会は、その検討事案についての話し合いが終了したときは、速やかに委員会に結果を報告しなければならない。
- 4 研究会における個々の事案の検討が達成されたと委員会が認めたときは、当該研究会は解散する。
- 5 前各号に定めるもののほか、研究会の運営については、委員会の例によるものとする。

(設置期間)

第7条 委員会の設置期間は、第2条に規定する報告をもって終了する。

(庶務)

第8条 委員会及び研究会の庶務は、市民協働課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。